

# 第 17 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 9 月 5 日（月）

午前 9 時

会 場：庁議室

## [審議事項]

### 1 東日本大震災に係る土地改良施設災害復旧事業費補助制度の創設について（産業部農林課）

震災により被災した土地改良施設のうち、国庫補助事業の対象とならない小規模な復旧事業について、被害箇所数が多いことなどに配慮し、各地区改良区が実施する災害復旧事業費に対して補助金を交付し、営農活動再開に向けた取り組みを支援するとともに、各土地改良区の経営安定を図るものである。

#### (1) 主な内容

ア 交付対象者 土地改良区

イ 対象事業

・東日本大震災により被災した土地改良区が管理する土地改良施設（揚水機場、排水機場、用水路、排水路、ため池、農道その他これらに類する施設）の災害復旧費で、1施設当たりの工事費が 40 万円以下のもの。

・被害状況

稲井土地改良区管内 対象施設：3カ所 概算工事費：850 千円

河南矢本土土地改良区管内 対象施設：22カ所 概算工事費：4,000 千円

北方土地改良区管内 対象施設：116カ所 概算工事費：10,200 千円

蛇田土地改良区管内 対象施設：1カ所 概算工事費：300 千円

ウ 補助率 災害復旧工事費の 1 / 2 以内

#### (2) 今後の予定

・平成 23 年第 3 回定例会に係る予算を提案

・石巻市土地改良施設災害復旧事業費補助金交付要綱の制定

### 2 東日本大震災に伴う障害者福祉サービス利用者負担額の免除について（福祉部障害福祉課）

震災により被災した障害者等に係る利用者負担の取り扱いについては、国の通知により支払い猶予とされていたが、7 月 28 日の市町村等障害福祉担当者会議において、市町村が利用者負担の災害免除を行った場合はその利用者負担相当額について国が財政支援を行う旨の説明があり、石巻市として被災した障害者又は障害者が属する世帯の経済的負担を軽減するため、障害者自立支援法に基づくサービスについて、利用者の一部負担金を免除するもの。

#### (1) 主な内容

・東日本大震災に伴う障害者自立支援法に基づく介護給付費等利用者負担額免除に関する要綱の制定

ア 免除対象者の要件：障害者又は障害者の属する世帯が次のいずれかに該当したとき

・住宅が全壊、大規模半壊、半壊のとき

・住宅が全焼又は半焼のとき

・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったとき

・主たる生計維持者が行方不明であるとき

- ・主たる生計維持者が事業を廃止又は休止したとき
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がないとき
- ・原子力災害対策特別措置法の規定による内閣総理大臣の避難又は立ち退きの指示の対象地域並びに原子力対策本部長の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象となっているとき
- ・上記に準ずる者として市長が認めたとき

イ 免除内容

障害者自立支援法に基づく介護給付費等の利用者がサービスを受けた利用料（1割負担分）

ウ 免除期間 平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日まで

(2) 今後の予定

- ・平成 23 年東日本大震災に伴う障害者自立支援法に基づく介護給付費等利用者負担額免除に関する要綱の制定（公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する）
- ・9 月に障害者自立支援法に基づく利用受給者証の更新手続きに併せ、災害免除申請の受付を行う。

### 3 高齢者インフルエンザ予防接種における非課税世帯に属する者の自己負担金免除の廃止について

（健康部健康推進課）

インフルエンザ予防接種の自己負担については、平成 22 年度において、国が新型インフルエンザワクチン接種事業として、生活保護世帯に属する者並びに市民税非課税世帯に属する者に、その費用の助成を行ったが、新型インフルエンザを通常の季節性インフルエンザとして扱うことになったことから、平成 23 年度における 65 歳以上の自己負担金の免除を、平成 21 年度と同様に、生活保護世帯に属する者のみを対象に実施するもの。

(1) 主な内容

ア 予防接種負担金の免除

- ・自己負担金（1,000 円）について、生活保護世帯に属する者について免除する。

(2) 今後の予定

- ・石巻市インフルエンザ予防接種実施要綱の改正（平成 23 年 10 月 1 日施行）
- ・10 月中旬から予防接種の開始

### 4 乳がん検診実施対象者の統一について（健康部健康推進課）

乳がん検診のマンモグラフィ併用検診は、40 歳以上の女性を対象として隔年で実施しているが、その実施対象は本庁や各総合支所管内において統一されていない状況であったこと、また、今回の震災に伴い、多くの市民が住所を移動しており、その移動の状況によっては 2 年間受信できない事例が発生することから、その弊害を解消するため次のような措置を講ずることとした。

(1) 主な内容

- ・平成 24 年度において 40 歳以上の女性全員を対象として乳がん検診を実施する。
- ・平成 25 年度からは、40 歳以上の偶数年齢の女性を対象に実施する。

## [報告事項]

### 1 24 時間対応定期巡回・随時対応型訪問介護事業の実施について（健康部介護保険課）

平成 23 年 6 月 15 日に改正介護保険法が成立したことにより、平成 24 年度から、「定期巡回・随時対応型サービス事業」が新たな介護事業として導入されることになった。

これに伴い、平成 23 年度において全国 43 自治体で国の事業効果検証事業が行われることとなり、石巻市においても同事業を実施することとなった。

### (1) 主な内容

#### ア 定期巡回訪問サービス事業

- ・利用者に対し、予め作成された計画に基づき、日常生活上の世話を必要に応じて1日数回程度提供する事業。
- ・サービス内容を行うのに要する標準的な時間が1回あたり概ね20分未満のものとする。

#### イ 随時対応サービス事業

- ・緊急時の通報に対応するため、24時間365日対応可能なオペレーターを配置し、相談援助や訪問サービス、医療機関等への通報を行う。

### (2) 今後の予定

- ・第3回定例会に関係予算を提案
- ・石巻市24時間対応定期巡回・随時対応型訪問介護事業実施要綱の制定

## 2 仮設住宅に対する図書館サービスについて（教育委員会図書館）

震災により仮設住宅で生活している市民に対し、移動図書館車による図書館サービス（本の貸出、返却、予約、相談業務）を実施するとともに、生活支援のために設置される（仮称）支え合い拠点センターに図書を配置することとした。

### (1) 主な内容

#### ア 仮設住宅への移動図書館の運行

（ア）実施時期 平成23年11月から仮設住宅が終了するまでの期間

（イ）実施日 3週間以内を1サイクルとし、毎週火・水・金・土曜日（週4日）とする

（ウ）実施個所等（30カ所程度）

- ・原則として30戸以上の団地とする。（団地が隣接している場合は1カ所を選択する）
- ・道路や敷地の状況により車両が進入又は駐車できないと判断した団地は対象外とする
- ・上記の実施方法でサービスを提供できず、要望のある団地については、団体貸切で対応
- ・主に全国からの寄贈本3,000冊程度（小説、児童書を中心）を積載予定

#### イ （仮称）支え合い拠点センターへの図書配置

（ア）実施時期

- ・（仮称）支え合い拠点センターの運営開始後から（10月中の配置を予定）

（イ）実施個所等

- ・蛇田・青葉地区、南境・大橋地区（3カ所）、渡波・万石地区、河北地区、雄勝地区、河南地区、桃生地区、北上地区、牡鹿地区
- ・主に全国からの寄贈本、1カ所あたり200冊程度（小説、児童書）を配置予定

## 3 「震災復興ワークス」と石巻市との復興支援に関する覚書の締結について（産業部商工観光課）

震災による被害からの復興のために不可欠な産業の復興に関しては、専門的な知識やノウハウが必要となるが、そのような人材支援のために創設された震災復興ワークスと、平成23年9月1日に支援に関する覚書を締結した。

### (1) 震災復興ワークスの役割

ア 自治体との協議調整

イ 地元企業や市民との調整（ヒアリング、説明会等）

ウ 要望、事業ごとに合わせた人材の発掘と選定

エ プロジェクトマネジメント事業の推進

- ・事業スキーム作成支援
- ・国や県とのスキーム調整

- ・支援メニュー、補助制度の活用支援
- ・地元企業や組合、市民の事業開始までの支援

## (2) 震災復興ワークスとは

震災からの復興を支援するため、専門的知識やノウハウ及び技術を持つ企業経営者や大学教授等が集まり立ち上げたグループ。まちづくりや商店街の活性化、地域再生などを専門分野とする。一般社団法人取得予定。

## 4 東日本大震災災害検証及び石巻市災害対応マニュアル（暫定版）の作成について

（総務部防災対策課）

このたびの震災において、宮城県の被害想定をはるかに上回る災害が発生したことから、石巻市において地域防災計画及び対応マニュアルが十分機能しなかったことを踏まえ、石巻市防災計画並びに市の防災体制及び災害対応を検証し、今後の石巻市地域防災計画の見直しに反映させるとともに、同計画策定までに予想される災害に的確に対応するため、検証報告書及び石巻市災害対応マニュアル（暫定版）を作成することとした。

## 5 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部改正の施行に伴う関係条例の整理について（総務部人事課・防災対策課・福祉部子そだて支援課）

障害者福祉施策については、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスに係る給付等の支援が行われているが、国においては、障害者施策の総合的かつ効率的な推進を図るため、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）を制定し、平成 25 年 8 月までの施行を目指している。

この見直しが行なわれるまでの間においても、障害者及び障害児の地域生活を支援する必要があるとして「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、この中で関係する 3 法律の一部改正が行われたことから、これらに関する関係条例の引用条項等を整理するため一部改正を行うもの。

### (1) 改正する条例

- ・石巻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
- ・石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
- ・石巻市かもめ学園条例の一部改正

## [その他]

### 1 市税の納税通知書の送付について（生活環境部）

震災により遅れていた各市税について、納期を変更し、納税通知書を送付することとした。

### 2 総合窓口の設置について（企画部）

本庁舎 2 階に設置している総合案内窓口について、9 月 12 日（月）から従来の北側 1 階に設置することとした。

### 3 災害対応について（総務部）

台風 12 号の災害対応と、今後の大潮時において、天候により潮位が高くなることが予想されることから、今後の警戒配備について協力を依頼した。

### 4 避難所対応について（市長）

震災から間もなく 6 カ月を迎えることとなり、避難所から仮設住宅への移動を速やかに進め、避難所として利用している学校機能を早急に復旧することが必要である。

そのため、避難所閉鎖に関する根拠を示し、広く市民に周知し、時間的猶予を確保することが大

切なので、関係各部で協議し、スケジュール調整等を図ること。

以上